

## 労働法を守る為の斗ひ

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清水, 兼男 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/29935">http://hdl.handle.net/2297/29935</a>

# 労働法を守るための闘い

清水兼男

占領政策の行き過ぎを是正するという名目によつて、日本の民主化のための諸法は、諸制度が改定さうとしてゐる。労働法規改定の動きもその一つであるが、とくにそれが重大であるのは、資本の側からすれば、軍需経済への移行に伴つて必然的に起る低賃銀と労働強化に対する労働者側の反抗と斗争に対処するために、現行の労働法規を取締法的反りによって受えて、労働者の基本的人権である團結権や争議権を抑制しようとするわけであり、これは電氣産業や石炭鉱業に対する手続制限やピケツトに対する行政的干渉・警察の関与など、すでに現実に現れてゐるところである。

また労働者の側からすれば、貸銀はストツスあるいは切下げられ、生活がぎりぐりの線において守られてゆくのに、二川を打開してゆく唯一の道である團結権の行使が抑圧されるということは、生命にかかわる問題といつてはならぬであらう。

さらに労働基準法の如きも、二川を強行すれば、困窮してゐる中小企業が潰れてしまふから、二川を緩和して労働両面の延長など労働強化を認めよということが論ぜられてゐる。しかし、このやうなことで今の中小企業が助かるわけはなく、むしろ企業と労働者が共に没落することになり、何等の解決にも与らぬこと明白である。今日、中小企業が苦境に陥つてゐるのは何故か。その原因を探究して、その根本に対する解決策を思ふべきである。

このやうな状況の下において、労働法を守るうとする日本の民主的民力力が弱いならば、かつての労働組合法の成立をすらゆるさなかつた時代の日本に逆転したいとは誰か保障できぬ。労働法を学ばせるの使命は、ただ現存の法規を解説することに留つてはならぬ。その改正に反対し、労働者の基本的人権を守るために斗争することが学問に忠実なゆえんであらう。

(法学科教授)